

戦没者の遺骨等の収集を早期に進めるとともに、遺骨等の混じった土砂の採取計画を慎重に見直すことを求める意見書

先の大戦から76年の歳月が経過している。戦没者は4千万～8千万人とされ、悲惨な戦争は筆舌に尽くし難い苦難を強いられた。今日の平和と繁栄を思う時、戦場に斃れた、戦禍に遭われ亡くなられた方々に哀悼の意を捧げるものである。

それを受け政府は、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」を制定し、先の大戦で犠牲になられた方々の遺骨等をご遺族の元へお返しすることは国の責務としている。戦没者のご遺族をはじめ大戦を体験した方々の高齢化が進展している現状において、遺骨収集を早期に進めることが必要である。

特に沖縄戦では、一般住民を巻き込んだ地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和祈念公園内にある「平和の礎」には、国籍、軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた24万1,593名の氏名が刻銘されている。糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、1972年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、戦跡としては我が国唯一となる、自然公園法に基づいた「沖縄戦跡国定公園」として指定された。

同地域では、戦争で犠牲を強いられた民間人や命を落とされた兵士の遺骨等が未だ残されており、収集作業が行われている。遺骨が混じった土砂を埋立てに使用することは、基地設置とは切り離し、人道上許されるものではない。

よって、本町議会は、国会及び政府に対し、下記の事項を速やかに実現するよう要望する。

記

- 1、先の大戦で犠牲になられた方々の遺骨をご遺族の元へお返しできるよう、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者の遺骨収集を早期に進めていくこと。
- 2、戦没者の遺骨等が混入した土砂の採取計画を慎重に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年12月16日

大阪府：能勢町議会